

計画年度

令和4年度

～

令和12年度

福岡県における獣医療を提供する  
体制の整備を図るための計画書

令和5年3月  
福岡県

## 目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための福岡県計画	1
1 本県における獣医療の現状	1
2 獣医療提供体制の整備基本方針	3
第1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分	5
1 計画的な取組みが必要と見込まれる地域	5
2 地域における獣医療の必要性	5
第2 整備を行う産業動物診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	7
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	7
2 診療施設の整備に関する目標	8
第3 産業動物獣医師の確保に関する目標	16
1 獣医師の確保目標	16
2 獣医師の確保対策	16
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	18
1 組織的な家畜防疫体制の確立	18
2 診療施設・診療機器の効率的利用	18
3 獣医療情報の提供システムの整備	18
4 診療効率の低い地域に対する診療の提供	18
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する事項	20
1 産業動物分野	20
2 公務員分野	20
3 小動物分野	20
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	21
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	21
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	21
3 広報活動の充実	21
4 災害時における対応	22
5 診療施設の整備	22

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための福岡県計画

### 1 本県における獣医療の現状

本県の獣医療は、産業動物、犬・猫等の家庭で飼育される動物(以下「小動物」という。)の診療・保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きく貢献してきたが、近年獣医療を取り巻く状況は大きく変化している。

#### (1) 食料の生産現場における獣医師の役割

国内では高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、豚熱、口蹄疫が発生し、安全で良質な畜産物の安定供給に対して獣医師の一層の貢献が重要となっている。令和2年11月、県内で初めてHPAIが発生し、食品の安全性確保や畜産の振興に対して県民の大きな関心が注がれるようになってきている。

このような状況の下で、獣医師には、適切な獣医療の提供を通じて、家畜伝染病の発生予防・大規模な発生に対する危機管理体制の強化や防疫体制の整備並びに飼養管理技術の高度化等による畜産経営者の育成・確保、さらには産業動物獣医師の育成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、県民に安全な畜産物を安定的に供給することが求められている。

また、病原微生物の汚染による畜産物のリスク低減を図るため、危害要因分析・重要管理点(HACCP)の考え方を活用した飼養衛生管理の実践が重要となっており、従来の個体診療に加え、農場HACCP、畜産GAP(農業生産工程管理)の導入・普及により、指導等の農場単位での集団管理衛生技術等、幅広い獣医療の提供が求められるようになってきている。

#### (2) 緊急の課題としての産業動物獣医師の確保

産業動物分野における獣医療の提供面においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の減少等の課題が生じている。

また、既に産業動物獣医師が少なく、獣医師が高齢化している地域も県内にあり、獣医療の提供が困難な地域の発生が懸念されている。既存診療施設による当該地域への対応は診療効率や運営上の理由等から困難であるなど、緊急に整備を図るべき問題も存在する。

さらに、新規獣医師の小動物分野への就業傾向が続けば、家畜衛生業務や公衆衛生業務に携わる公務員獣医師についても確保が困難になることが懸念される。安全で良質な畜産物を安定供給するためには、これらの分野の獣医師の確保に向けた取り組みが必要となっている。

#### (3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

小動物に対する獣医療については、県民の動物愛護の意識の向上等に伴い、県民生活における小動物の位置づけが向上し、近年では小動物と飼育者の精神的な結びつきが注目されている。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化し、最先端の医療技術や高度な医療機器

を使用した最新の診断・治療・予防技術のみならず、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められている。

#### (4) ワンヘルスの推進

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）など多くの新興・再興感染症は、野生動物が関与する人獣共通感染症であることから、野生動物における浸潤状況等が注目されている。人と動物の健康及び環境の健全性は一つのもの、すなわち「健康は一つ」であるという「ワンヘルス」の概念に則り、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づいた実践的な取組が求められている。

## 2 獣医療提供体制の整備基本方針

本県の獣医療が今後とも畜産業の発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与し、社会的なニーズに応え得るよう、獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。

### (1) 産業動物分野における獣医療の提供体制

福岡県農業共済組合(以下「NOSA I」という。)及びふくおか県酪農業協同組合(以下「ふくおか県酪」という。)の診療施設は、産業動物診療の基幹的な施設として大きな役割を担っていることから、地域において安定的に獣医療を提供できるよう家畜保健衛生所(以下「家保」という。)との連携強化を推進し、診療施設の運営体制の強化を図るとともに、産業動物分野において将来的に安定した獣医療提供体制を確保し、運営体制の具体的方策を検討するための定期的な協議を行う。獣医療の提供が困難になるおそれのある地域については、畜産振興に影響が出ないように、家保及び県内診療施設が機能・業務の連携により獣医療の効率化を図るとともに、これまで以上に効率的かつ迅速な獣医療の提供が行えるよう情報通信機器を活用した遠隔地からの診療体制を確保する環境整備を推進する。

また、農場の衛生管理レベルの向上や疾病の発生低下に効果的な農場HACCP、畜産GAPの導入・普及を積極的に推進する。

家保は、各地域の病性鑑定の中核機関であるため、高度検査機器の整備充実を図り、診断技術の高度化、迅速化を推進するとともに、適切な精度管理により検査の信頼性を確保する。

### (2) 小動物分野における獣医療の提供体制

小動物分野の獣医療については、飼育者に対する良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、丁寧かつ的確な診療内容の説明と保健衛生指導が必要であり、関係団体が協力し、診療技術の修得及び保健衛生指導の充実を図ることで、飼育者のニーズに対応した獣医療の提供を行う。このため、獣医師と愛玩動物看護師の連携強化を図り、チーム獣医療の提供体制に関する環境の整備を推進する。また、薬剤耐性対策への取組に当たっては獣医師会を中心として抗菌剤等の適正使用・慎重使用を推進する。さらに、高度・専門的な獣医療提供体制の整備のため、小動物診療施設や獣医師会による診療施設間の情報共有のための連絡体制の整備を図る。

### (3) 公務員分野における獣医療の提供体制

獣医系大学の学生が家畜衛生等の公務員分野の意義や魅力について知る機会を増やすなど、公務員分野への誘引を図るための対策を推進する。

家畜衛生及び公衆衛生分野に携わる公務員獣医師が家畜伝染病の防疫や食品の安全確保など幅広く重要な役割を果たしていることから、家畜衛生部局と公衆衛生部局の連携の強化を推進していくことにより、適切な獣医療の提供体制の確立を図る。また、ワンヘルス推進行動計画に基づき、人

・ 獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスの課題に取り組むため、家畜に加え、野生動物や愛玩動物の保健衛生を一元的に取り扱う動物保健衛生所を設置する。

## 第1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、家畜衛生行政の中核である家保の管轄区域ごとに、福岡地域、北九州・筑豊地域、両筑地域、筑後地域の4地域に区分し、以下のように指定する。

今後、新たに地域区分を設定する必要がある場合には、各地域の獣医療提供体制の公益性・公平性が保たれるように、家畜・家きんの飼養頭羽数や社会的ニーズを考慮して見直しを行う。

### 1 計画的な取組みが必要と見込まれる地域

地域	地域の市町村名
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 (17市町)
北九州・筑豊地域	北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 (28市町村)
両筑地域	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町 (7市町村)
筑後地域	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町 (8市町)
合計	60市町村(29市、29町、2村)

### 2 地域における獣医療の必要性

#### (1) 福岡地域

福岡地域は、西部に畜産地帯があり、ふくおか県酪の診療施設及び個人開設施設による診療が行われている。当地域は、病性鑑定施設を有する中央家保及び県内各団体の本所等産業動物獣医療の中核的役割を果たす機関が集中しており、これら関係機関と連携した獣医療の提供が必要となる。

さらに、都市部では、小動物診療施設が多いため、(公社)福岡県獣医師会を中心に情報の共有を図る必要性がある。

(2) 北九州・筑豊地域

当地域は、県内4地域で最大の面積があり、北東部に大都市を抱え南部には畜産地帯がある。南部の畜産地帯には、家保、NOSA I及びふくおか県酪の診療施設があり、これらの連携による獣医療が提供されており、今後も連携体制の継続が必要である。

また、東部は、畜産の割合は高くないが、産業動物の診療施設が少なく、組織的な診療施設は北九州市の診療施設のみであり、当地域における中心的な施設となっている。当地域の獣医療体制維持には、隣接地域からの獣医療提供の補助や新規獣医師の参入などを考えていく必要がある。

さらに、都市部では、福岡地域同様に小動物診療施設が多いため、(公社)北九州市獣医師会を中心として情報の共有を図る必要がある。

(3) 両筑地域

両筑地域は、県内最大の酪農地帯であり、ふくおか県酪、NOSA Iの診療施設に加え、個人開設施設も多い。そのため、これら民間の診療施設と家保の連携強化による獣医療の提供を推進する必要がある。

(4) 筑後地域

乳用牛、肉用牛の診療は、NOSA Iの診療施設により行われており、隣接する両筑地域にある診療施設による往診も行われている。

また、県内最大の養豚地帯でもあり、家保による豚の病性鑑定と衛生検査も多く行われている。この地域では、他の地域の診療施設からの往診等も受け入れながら、各施設の役割分担、連携の強化により獣医療の提供を推進する必要がある。



## 第2 整備を行う産業動物診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

#### (1) 開設主体別の診療施設

県が開設している5か所の診療施設は、家保及び農林業総合試験場であり、市町村が開設している診療施設は、北九州市の診療施設である。

NOSA Iの診療施設は、筑豊地域、両筑地域及び筑後地域の3か所であり、ふくおか県酪の診療施設は、福岡地域、筑豊地域及び両筑地域の3か所である。

法人その他の団体が開設している診療施設のうち、福岡地域は、飼料会社や(公社)福岡県畜産協会(以下「畜産協会」という。)等、北九州・筑豊地域は、日本中央競馬会、両筑地域は養鶏関係施設、筑後地域は、養豚関係施設である。

個人開設の施設が全体の約半数あるが、産業動物の診療を日常的に行っている施設は1/4程度で、その他は小動物診療の比重が多い。

このように、本県では、NOSA I及びふくおか県酪が開設している施設が組織的な活動を展開し、これに法人その他の団体及び一部の個人開設施設が加わり産業動物獣医療の提供が行われている。

#### 県内の産業動物診療施設の開設状況

(単位：か所)

地域	診療施設数	内容(開設主体の種類別内訳)					
		都道府県	市町村	農業協同組合	農業共済組合等	法人その他の団体	個人開設施設
福岡地域	16	2		3		7	4
北九州・筑豊地域	11	1	1	1	1	1	6
両筑地域	11	1		1	1	2	6
筑後地域	4	1			1		2
合計	42	5	1	5	3	10	18

資料：獣医療法第3条の届出(令和2年12月現在)

(注)診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する往診診療者等を含めるものとする。

## (2) 主要な診療機器等

施設整備の状況は表1に、また、主要な診療機器整備の状況は表2のとおりである。

整備されている診療機器は各開設主体によって大きな違いがあり、家保では、病性鑑定施設を有する福岡地域において、高速液体クロマトグラフやリアルタイムPCR装置など高度な検査機器が整備されており、その他の家保においてもPCR装置やELISA装置など迅速な診断を行う機器が整備されている。その他の診療施設では、通常の診療業務に利用できる超音波診断装置や自動血球計算機、血液生化学分析装置などの整備は行われているが、一部の個人開設施設では機器がほとんど整備されていない。

## 2 診療施設の整備に関する目標

診療施設の整備については、本県の産業動物分野における獣医療提供の主体である家保やNOSA I、ふくおか県酪等の組織診療施設及び個人開設施設の機能・業務の連携に対する目標を定める。

### (1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標

#### ア 家保

家保は、各地域の家畜衛生指導に係る中枢機関として、口蹄疫やHPA I等の重要な家畜伝染病の発生予防に努めるとともに、発生予察検査やワクチン接種推進等を通じて農家の経営安定に努めている。

そのため、個人開設施設や各種団体と連携して地域の家畜衛生レベル向上を図るため、更なる検査機器・施設の充実・強化を図る。

また、福岡地域にある中央家保の病性鑑定施設は家畜伝染病をはじめとする家畜疾病の迅速・正確・高度な診断を行うために機能の充実・強化に必要な施設、機器の整備を図る。

#### イ 組織診療施設

組織診療施設は、各地域の中核的な診療施設として重要な役割を担っていることから、通常の診療に必要な機器・設備を中心として整備を促進するとともに、組織診療施設間で相互利用することが望ましい機器・設備については、その利用について検討する。

また、診療の効率化を図るため家保や個人開設施設との連携により業務や機能を分担し、運営体制の強化を図る。

#### ウ 個人開設施設

個人開設施設については、家保や組織診療施設と連携しながら、それらの施設・機器の活用など、機能の分担や連携を進め、効率的かつ健全な運

営を図る。

## エ その他

動物の保健衛生を一元的に取扱う動物保健衛生所では、野生動物や愛玩動物の疾病の検査や浸潤状況調査に取り組むこととしており、これらの疾病モニタリング等に必要な施設・機器の整備を図る。

## (2) 地域ごとの診療施設の整備目標

### ア 福岡地域

当地域は、各畜種の農場において比較的大規模化が進んでいる。このため、管理獣医師による集団衛生管理を図るうえで必要な機器等の整備は組織診療施設を中心に行う。

また、中央家保には、診断の迅速化・高度化に対応するための検査機器の整備を図る。

### イ 北九州・筑豊地域

当地域南部の乳用牛・肉用牛農家が集中している地域に家保、NOSA I 及びふくおか県酪の診療施設があり、これら施設の機器整備を促進する。また、北東部では、診療施設が少ないため、中核的な施設である北九州市の診療施設の検査機器の整備を図るとともに、家保や検査機関の利用を促進する。

さらに、地域の獣医療維持のため、他の地域からの往診を行うなど獣医療体制の連携を図る。

### ウ 両筑地域

当地域は、各畜種とも多数飼養されており、NOSA I、ふくおか県酪の県内最大規模の診療施設があるため、これらの施設を中心として機器の整備を促進する。また、家保の検査機器の整備を図り、個人開設施設による効率的な利用を通して診療の迅速化・的確化を推進する。

### エ 筑後地域

当地域の乳用牛の診療は、NOSA I 及び両筑地域のふくおか県酪の診療施設が行っており、これらの施設の整備を推進する。

豚・鶏の検査は、家保が主に行っているため、家保の機器の整備を図る。

また、これら以外の診療施設からの組織診療施設及び家保の機器利用を促進する。

## (3) 小動物診療施設の整備目標

飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、民間の検査機関の利用や、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等

を活用するなど、各診療施設で過剰な設備投資に注意し、診療や検査に係る機器などを整備することが望ましい。

表1 産業動物診療施設の整備状況

地域名	開設主体の種類	調査施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				焼却施設	エックス線装置		入院施設	
							細菌	ウイルス	病理	生化学		エックス線	診療室有		
福岡	都道府県	1			1	1	4	1	1	1	1	1			
	市町村														
	農業協同組合	1			1										
	農業共済組合														
	法人その他の団体	3			1										
	個人	1													
	計	6	0	0	3	1	4	1	1	1	1	1	0	0	0
北九州・筑豊	都道府県	1			1	1					1				
	市町村	1	1		1										
	農業協同組合	1			1										
	農業共済組合	1			1										
	法人その他の団体														
	個人	3													
	計	7	1	0	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
両筑	都道府県	1			1	1					1				
	市町村														
	農業協同組合	1			1										
	農業共済組合	1			1										
	法人その他の団体	1													
	個人	3	2	1											
	計	7	2	1	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
筑後	都道府県	1			1	1					1				
	市町村														
	農業協同組合														
	農業共済組合	1			1										
	法人その他の団体														
	個人														
	計	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	都道府県	4			4	4	4	1	1	1	1	4			
	市町村	1	1		1										
	農業協同組合	3			3										
	農業共済組合	3			3										
	法人その他の団体	4			1										
	個人	7	2	1											
	計	22	3	1	12	4	4	1	1	1	1	4	0	0	0

(令和2年12月現在)

表2 産業動物診療施設の機器の整備状況

地域名	開設主体の種類	調査施設数	検体成分分析機器									
			血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフ	原子吸光分光光度計	その他の分光光度計	自動血球計算機	牛乳中体細胞測定装置	乳成分測定器(ミルコスキャン)	血液ガス測定装置	
福岡	都道府県	1	1		1			1	1			
	市町村											
	農業協同組合	1	1						1			2
	農業共済組合											
	法人その他の団体	3	1	1					1			
	個人	1										
	計	6	3	1	1	0	1	3	0	0	2	
北九州・筑豊	都道府県	1	1						1			
	市町村	1	2	1					1			1
	農業協同組合	1	1							1		
	農業共済組合	1	1	1								
	法人その他の団体											
	個人	3										
	計	7	5	2	0	0	0	2	1	0	1	
両筑	都道府県	1	1						1			
	市町村											
	農業協同組合	1	1	1					1	1		
	農業共済組合	1										
	法人その他の団体	1										
	個人	3										
	計	7	2	1	0	0	0	2	1	0	0	
筑後	都道府県	1	1						1			
	市町村											
	農業協同組合											
	農業共済組合	1	1									
	法人その他の団体											
	個人											
	計	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	
合計	都道府県	4	4		1			1	4			
	市町村	1	2	1				1			1	
	農業協同組合	3	3	1				2	2		2	
	農業共済組合	3	2	1								
	法人その他の団体	4	1	1				1				
	個人	7										
	計	22	12	4	1	0	1	8	2	0	3	

(令和2年12月現在)

表2 産業動物診療施設の機器の整備状況

地域名	開設主体の種類	調査施設数	生体画像診断機器									
			ファイバースコープ	エックス線装置	超音波診断装置	心電心音計	自動現像装置	イメージングシファイア	CT	MRI	PET	
福岡	都道府県	1										
	市町村											
	農業協同組合	1			4							
	農業共済組合											
	法人その他の団体	3			1							
	個人	1										
	計	6	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
北九州・筑豊	都道府県	1										
	市町村	1			1							
	農業協同組合	1										
	農業共済組合	1			2							
	法人その他の団体											
	個人	3										
	計	7	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
両筑	都道府県	1										
	市町村											
	農業協同組合	1			6							
	農業共済組合	1			2							
	法人その他の団体	1			1							
	個人	3										
	計	7	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
筑後	都道府県	1										
	市町村											
	農業協同組合											
	農業共済組合	1			2							
	法人その他の団体											
	個人											
	計	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	都道府県	4										
	市町村	1			1							
	農業協同組合	3			10							
	農業共済組合	3			6							
	法人その他の団体	4			2							
	個人	7										
	計	22	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0

(令和2年12月現在)

表2 産業動物診療施設の機器の整備状況

地域名	開設主体の種類	調査施設数	免疫・DNA診断装置等									
			酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	写真撮影顕微鏡撮影装置	嫌気性菌培養装置	PCR装置	DNAシーケンサー	孵卵器	クリーンベンチ	安全キャビネット
福岡	都道府県	1	4	1	1	3		5		3		7
	市町村											
	農業協同組合	1								1		
	農業共済組合											
	法人その他の団体	3				1				1		
	個人	1										
	計	6	4	1	1	4	0	5	0	5	0	7
北九州・筑豊	都道府県	1	2			2		2		3		1
	市町村	1								1	1	
	農業協同組合	1								1		
	農業共済組合	1								1		
	法人その他の団体											
	個人	3				1						
	計	7	2	0	0	3	0	2	0	6	1	1
両筑	都道府県	1	1			1		2		5	1	
	市町村											
	農業協同組合	1								1	1	
	農業共済組合	1								1		
	法人その他の団体	1										
	個人	3										
	計	7	1	0	0	1	0	2	0	7	2	0
筑後	都道府県	1	1			1		1		1		1
	市町村											
	農業協同組合											
	農業共済組合	1								1		
	法人その他の団体											
	個人											
計	2	1	0	0	1	0	1	0	2	0	1	
合計	都道府県	4	8	1	1	7		10		12	1	9
	市町村	1								1	1	
	農業協同組合	3								3	1	
	農業共済組合	3								3		
	法人その他の団体	4				1				1		
	個人	7				1						
	計	22	8	1	1	9	0	10	0	20	3	9

(令和2年12月現在)



表2 産業動物診療施設の機器の整備状況

地域名	開設主体の種類	調査施設数	受精卵移植機器		理化学的治療機器					その他			
			マイクロマニピレーター	プログラムフリーザー	レーザー装置	ガス麻酔器	人工呼吸器	自動点滴装置	エックス線装置(撮影装置を除く)	診断用の放射線照射装置(エックス線装置, PETを除く)	オートクレーブ	ガス滅菌機	遠心分離器
福岡	都道府県	1									5		9
	市町村												
	農業協同組合	1									1	1	1
	農業共済組合												
	法人その他の団体	3									1		1
	個人	1											
	計	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	11
北九州・筑豊	都道府県	1									1		5
	市町村	1		1							1	1	2
	農業協同組合	1											
	農業共済組合	1									1		2
	法人その他の団体			1									
	個人	3		1							2		2
	計	7	0	3	0	0	0	0	0	0	5	1	11
両筑	都道府県	1									1		3
	市町村												
	農業協同組合	1	1	1							1	1	4
	農業共済組合	1		1									
	法人その他の団体	1											
	個人	3											1
	計	7	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	8
筑後	都道府県	1									2		3
	市町村												
	農業協同組合												
	農業共済組合	1										1	1
	法人その他の団体												
	個人												
	計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4
合計	都道府県	4									9		20
	市町村	1		1							1	1	2
	農業協同組合	3	1	1							2	2	5
	農業共済組合	3		1							1	1	3
	法人その他の団体	4		1							1		1
	個人	7		1							2		3
	計	22	1	5	0	0	0	0	0	0	16	4	34

(令和2年12月現在)

### 第3 産業動物獣医師の確保に関する目標

#### 1 獣医師の確保目標

各地域における産業動物獣医師および公務員獣医師の確保目標は、目標年度における家畜の飼養頭数や家畜疾病の発生状況、診療の効率化や退職予定者数などを踏まえ、次のとおりとする。

地域など (各地域別は産業 動物獣医師)	令和2年12月現在 の獣医師数	令和12年度(目標 年度)における獣 医師の確保目標	目標年度までに確 保すべき獣医師数
福岡地域	23	18	4
北九州・筑豊地域	18	23	10
両筑地域	21	24	10
筑後地域	8	8	6
福岡県に勤務する 家畜衛生部局の 獣医師	60	60	16
合計	130	133	46

資料：獣医師法第22条の届出(令和2年12月現在)

※目標年度における確保目標は、地域における家畜飼養頭数、年間診療可能頭数等を勘案して算出した。

※目標年度における家畜の飼養頭数については、乳用牛、肉用牛は「福岡県における酪農及び肉用牛生産の近代化のための基本方針」における目標値、豚・鶏については、「福岡県家畜改良増殖計画」における目標値を基にして算出した。

#### 2 獣医師の確保対策

本県の畜産業は、今後、家畜の飼養頭羽数の維持、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれている。

そのような中、新規獣医師の約4割が小動物診療に就職するため、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の減少、産業動物獣医師の高齢化という問題が起こっている。

さらには、家畜疾病の複雑化・多様化、家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の強化、生産者が求める飼養衛生管理技術の提供等の課題がある。

このような課題に対応するため、今後の獣医療を提供する体制の整備の推進に当たっては、産業動物獣医師や家畜衛生行政等に携わる公務員獣医師が口蹄疫等の家畜防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、よりの確で効率的な獣医療提供体制の確立を図る。

(1) 産業動物獣医師・公務員獣医師の確保対策

獣医系大学の学生が産業動物診療や公務員分野の意義や魅力について知る機会として就業体験実習の実施や、就職説明会などを開催することにより、産業動物分野及び公務員分野への誘引を図る。さらに、現在、新規修学生生の募集を実施していない県獣医師確保対策事業の再開や、国の獣医療提供体制整備促進事業による獣医学生への修学資金給付についても、活用を検討する。

(2) 労働環境の改善や再就職支援による対策

今後の女性獣医師の増加を踏まえ、産業動物分野及び公務員分野のみならず小動物分野においても、産前・産後に働きやすい環境を整備するとともに、「働き方改革」の取組みに沿って男女ともに休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進し、獣医師の定着を図る必要がある。

また、産業動物分野及び公務員分野の活動支援のため、退職者や経験者の持つ知識、経験を活用するために、各自治体及び県内獣医師会の協力を得て、求人・求職に関する情報を提供することで人材の確保を促進する。

## 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、各地域の家保を中心として、NOSA I、ふくおか県酪等と連携しながら、それぞれの機能や業務の充実・強化を図るものとする。

### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家保は、地域の家畜防疫活動の拠点として、民間の獣医師等との連携のもと、家畜伝染病や不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。

また、口蹄疫やHPAIなどの大規模な発生に備えた危機管理体制の強化のために、県内の公衆衛生部局の獣医師の家畜防疫業務に関する研修の実施、公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保、獣医師会との協定による民間獣医師の防疫活動への支援体制を整備するとともに、九州・山口各県との申しあわせによる連携や初動防疫体制の強化を推進する。これらのことを実現させるために、県内組織はもとより、県域及び各地域における家畜防疫に関する会議や防疫演習、県境防疫会議等を通じて連携の強化を図る。

さらに、特定家畜伝染病発生時は、関係自治体や防疫支援協定団体等とも連携し、迅速・的確な防疫措置を行い、早期終息を図る。

### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物獣医療に関わる団体・診療施設においては、的確で、高度・迅速な診断を行うため、それぞれが整備している診療機器の相互利用や家保にある高度な検査機器の活用の促進を図る。また、家保における飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、情報通信技術の活用を検討する。

### 3 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物獣医療に関わる診療獣医師、農業関係団体、家保等の獣医療関連機関が飼養衛生管理の状況や診療情報をオンラインで共有できるよう電子システムの構築を推進する。また、家保における抗体検査や血液生化学検査などの衛生検査成績や、県食肉衛生検査所、福岡市及び北九州市における食肉衛生検査成績について連絡会議などを通じて積極的に情報交換し、家畜衛生や保健衛生指導等に活用する。

### 4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

獣医師の高齢化による診療施設の廃止、農家の散在化により適切な獣医療が提供できない地域が生じる懸念がある。そのような地域が生じる場合には、県は組織診療施設、個人診療施設及び家保による協議を行い、各機関の連携による適切な獣医療の提供に努める。また、情報通信機器等を用いた診療体制の環

境整備を推進し、診療の効率化を図る。

## 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他獣医療に関する技術の向上に関する事項

### 1 産業動物分野

臨床現場における実践的な技術に加え、獣医療法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法規、HACCPシステム等の修得による管理獣医師の養成、食品の安全性に関わる技術・知識などの修得を図るため、獣医師会、家保が連携して研修会の開催・支援を行う。

### 2 公務員分野

国等が主催する家畜衛生・公衆衛生等に関する講習会への参加を促進するとともに、伝達講習等を通じて、県内の多くの獣医療関係者及び生産者への知識・技術の普及を図る。

特に家畜衛生分野においては、地域の家畜衛生の中心となる立場から家畜伝染病の迅速な診断技術修得を目的とした研修の積極的な参加、実施を図るのみではなく、公衆衛生部局や市町村等に対しても防疫演習等を通じて関係者の訓練を行う。

ワンヘルス推進のため、人獣共通感染症対策、薬剤耐性対策について、公衆衛生部局と家畜衛生部局相互の技術・知識の修得を図る。また、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、野生動物や人獣共通感染症の検査技術の修得を図るため、獣医系大学や専門機関での研修を実施し、人材育成を推進する。

### 3 小動物分野

新規獣医師に対して実践的な診療技術はもちろんのこと、飼育者とのコミュニケーション能力の向上や獣医療に関する法令等の修得に向け、獣医師会が実施する研修・講習会などへの参加促進を図る。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 公務員分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生業務に加え、公衆衛生や動物愛護などの業務についても考慮して社会的ニーズや生産者等から望まれる地域の獣医療の把握に努め、家保、保健福祉(環境)事務所などの情報の共有・連携促進による監視指導体制の強化を図る。

また、ワンヘルスを推進するため、人獣共通感染症について、獣医師や医師、医療関係者との連携を強化し、動物保健衛生所において、野生動物や愛玩動物の疾病の検査や浸潤状況調査に取り組み、県民生活の安全・安心の確保を図る。

### 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物分野

県や、畜産協会などの県域団体における自衛防疫活動の維持・強化をはじめ、畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る。さらに、農場HACCPや畜産GAPの普及の促進を図る。

#### (2) 小動物分野

獣医師会と連携しながら、小動物の所有者に対して衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症の予防に関する情報の提供を行う。特に狂犬病予防注射接種率の向上のための啓発活動を行っていく。

救急疾病では適切な対応が求められるため、夜間・休日に診療を行う診療施設について、獣医師会ホームページや市町村の広報等を通して、周知を図ることで緊急時の体制整備を促進する。

さらに、高度かつ多様な診療技術を提供していくための、診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を促進する。

また、休日・夜間の動物救急医療体制の充実を促進する。

#### (3) ワンヘルス分野

ワンヘルスに関する県民及び事業者の理解を深めるため、広く県民や事業者に対して啓発活動を実施する。

### 3 広報活動の充実

県や獣医師会など獣医療に関わる機関・団体はホームページや広報誌などを通じて積極的な情報提供に努める。

#### 4 災害時における対応

大型の台風や地震等による災害時には、県の防災計画に基づき体制を整備する。

##### (1) 家畜防疫

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家保を中心にNOSA I、ふくおか県酪、市町村等の協力を得て防疫・診療に必要な組織を編成する。それでもなお、対応が困難な場合には被災地域以外からの応援を求める。

##### (2) 愛護動物の救護

飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、愛護動物の同行避難により避難所の生活環境が悪化することが考えられるため、県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護推進員等と協力し、避難所における適切な飼育の指導等を行う。

また、災害発生時には獣医師会と締結した「災害時における愛護動物の救護に関する協定書」に基づき、被災動物に対して獣医療を行う災害派遣獣医療チーム(VMAT)と連携を図る。

加えて、県内関係機関のみでは対応が困難な場合には、県は「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」に基づき、他県等との連絡調整及び応援要請を行う。

#### 5 診療施設の整備

本計画及び診療施設整備計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合、獣医療法第15条に基づく株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金の融資の活用を支援する。